

## 令和5年度第1回伊予市国民健康保険運営協議会会議録

### 【会議の概要】

日 時 令和5年5月24日（水） 14時～15時15分

場 所 伊予市役所4階 大会議室

出席委員 中井 淨委員、篠崎 芳治委員、中野 勝久委員、田中 美和委員  
佐々木典彦委員、北橋 豊作委員、川口 和代委員、田中 弘委員、  
田中慎之介委員、中川 幹宏委員、上田 浩之委員

事務局 市民福祉部長 空岡 直裕 市民課長 高橋 洋司  
健康増進課長 栗田 計誠 税務課長 河内 勇人  
市民課担当 石崎 恵美、清家 麻里、坂本 憲昭  
健康増進課担当 篠原 知美  
税務課担当 小田 忠幸、栗田 智穂

欠席委員 福井 孝行委員、藤田 正明委員、灘部 勝輝委員

傍聴人 なし

- 次 第 1 開会  
2 市長あいさつ  
3 委員の紹介  
4 会長及び職務代行者の選出  
・会長に北橋豊作委員、職務代行者に川口和代委員を選出した。  
5 諒問  
・北橋会長から伊予市長へ「令和5年度伊予市国民健康保険税の税率を令和4年度の税率で据え置くことについて貴協議会の意見を求める」内容の諒問書を手渡した。  
6 会長あいさつ  
7 議事録署名人の選出  
・篠崎芳治委員と田中弘委員の2人を選出した。  
8 議事  
(1) 報告事項  
国民健康保険の運営状況等（市民課説明）

特定健康診査・特定保健指導の実施状況（健康増進課説明）

(2) 諒問事項

令和5年度伊予市国民健康保険税率について

（市民課及び税務課説明）

審議

(3) その他

令和6年度以降の伊予市国民健康保険税率について

（市民課及び税務課説明）

9 閉会

【議事内容】

議長 (会長)	<p>改めまして、本日の議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、委員14人中11人のご出席をいたしておりますので、伊予市国民健康保険条例施行規則第6条第1項の規定により、本協議会は成立いたしておりますことを、報告いたします。協議に先立ちまして、本日の議事録署名人の選出をいたします。はなはだ恐縮ですが、私の方から指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;「異議なし」と呼ぶ者あり&gt;</p>
議長	<p>それでは、「被保険者を代表する委員」を代表して篠崎芳治委員と、「公益を代表する委員」を代表して田中弘委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。議題1の「国民健康保険の運営状況等」及び「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」について、事務局から報告を求めます。</p>
事務局	<p>①「国民健康保険の運営状況等】市民課説明</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者及び世帯、療養給付費等の推移</li><li>・国民健康保険事業の財政</li><li>・医療費適正化の取り組み</li></ul> <p>②「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」健康増進課説明</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定健診の受診率及び取り組み</li><li>・伊予市の医療費傾向</li><li>・特定保健指導の利用率、課題及び今後の取り組み</li></ul>

議長	事務局の説明が終わりましたので、議題1につきまして、皆様のご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。
委員	<p>2点ほどお伺いします。健康増進課の「健康診断を受けましょう」健康診断・特定健診の受診率の推移ですが、伊予市が平成30年度になってようやく3割を超えて横ばいというような形だと思うのですが、平成30年度の、先ほど議事録を確認したときに、当時その委員の方からは「周知についてですね、力を入れた方がいいんじゃないかな」というようなご意見があつてですね。それについて参考にしていくというような形だったですけれども、その結果を受けてこの3年、令和3年度からWEB予約もできるようになったということだと思うのですが、そこを踏まえて2点です。</p> <p>その周知を平成30年度から仮に、もっと前からしているのでしょうか、この横ばいの現状、そして伊予市の目標値が、言うたら毎年5ポイントずつ上がってしていくわけですけれども、どんどんどんどんこのままいくと乖離が進んでいくのだけど、数字になりますが、それについて今現状、分析的なものはどのように考えているのかというのが一点。と、令和3年度からWEB予約を開始してWEBから予約する方も増えたというような先ほど説明を受けたのですけれども、その効果の程がどれくらい、割合的なものでもいいですし、実数でも構わないのですが教えてください。</p>
事務局	<p>健康増進課からお答えします。</p> <p>一点目の啓発につきまして、お手元の資料の中で、私どもからの資料の中で出てきました「受診勧奨はがき、7、8」辺りからが大きく啓発で力を入れているところでございます。どうしても行政の力だけでは限界もあるというところから、ある意味、民間の発想も入れながら、先程、課長補佐の説明でナッチ理論というのが出てまいりました。「小さなきっかけを与えて人々の行動を変えていく」そういう戦略を用いてできる限り分かりやすくシンプルにお伝えする努力をしてきているところでございます。まだまだこういった周知は、途中ではございまして、コロナ禍もあり、なかなか困難を伴いますが、今後とも頑張っていきたいと思っています。</p> <p>WEB予約につきましてもお答え申し上げます。まだまだ「増えた」と申しましても、数字が小さいところです。やはり一番多いのは「電話」、これが厳然たる事実でございまして、まだまだここも周知していく必要があります。少しまだ数字の方は出てきておりません。また分かり次第お届けできたらと思います。以上です。</p>

議長	よろしいですか。
委員	はい
議長	他にご意見はございませんか。 ＜「意見なし」と呼ぶ者あり＞
議長	ご意見がないようでございますので、次に移ります。 それでは、議題2「諮問事項」「令和5年度 伊予市国民健康保険税率について」事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、事前送付資料の1ページをご覧ください。「諮問事項」「令和5年度伊予市国民健康保険税率について」です。諮問の趣旨は、令和5年度の国保税率を令和4年度の国保税率で据え置くというものです。それぞれの区分に応じて説明いたします。 医療給付費分、これは医療費等の給付に充てるものです。「所得割」は7.70%、「均等割」は一人当たり23,000円、「平等割」は一世帯当たり25,500円です。 次に後期高齢者医療支援金分、これは後期高齢者医療保険に拠出するものです。「所得割」は2.70%、「均等割」は一人当たり8,300円、「平等割」は一世帯当たり9,200円です。 最後に介護納付金分で、これは介護保険制度の2号被保険者保険料に相当するものです。「所得割」は2.30%、「均等割」は一人当たり8,600円、「平等割」は一世帯当たり6,500円です。  続いて、保険税率算定についての考え方の説明をさせていただきます。 2ページをお願いします。中頃、3.保険税の内訳をご覧ください。繰り返しになりますが、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの区分で構成されています。 次に、4.保険税必要額の考え方をご覧ください。事業費納付金は、先程申し上げた3つの区分に分けて、愛媛県から示されます。(1)医療給付費分の図示により説明いたしますと、支払うべき金額、ここでは歳出としていますが、事業費納付金(医療分)、出産一時金や葬祭費、保健事業費や事務費などがあります。その財源としては、交付金、繰入金、繰越金、過年度保険税などと、保険税でまかなう額になります。交付金、繰入金、繰越金、過年度保険税は見込み額を算定できていますので、歳出の総額からこ

	<p>これらの見込み額を差し引きますと、保険税でまかぬ額が決まります。この保険税でまかぬ額を、現年の国保税の収納率 95.5%で割戻すことで、国保税必要額を求めていきます。少し小さい文字で数字を記載していますが、令和 5 年度の医療給付費分は 6 億 615 万 6 千円となりました。この額が現年の医療給付費分に係る保険税の総額ですので、この額を確保できるよう、国保税率を決定することになります。</p> <p>(2)後期高齢者支援金分、(3)介護納付金分は、歳出や財源が異なりますが、考え方は(1)医療給付費分と同様です。令和 5 年度の国保税必要額は後期高齢者支援金分で 2 億 873 万 8 千円、介護納付金分で 6,632 万 8 千円となりました。それぞれの国保税必要額を確保できるよう、前年所得、被保険者数、世帯数に応じて税率を定めますが、詳細は、このあと税務課より説明いたします。</p>
事務局	<p>続きまして国民健康保険税の内容について説明を申し上げます。</p> <p>先ほど市民課長より説明がありましたように、国民健康保険税は医療給付費分、後期高齢者医療制度支援金分、介護納付金分の 3 種類から成り立っています。今回、令和 4 年度と同様の税率、同額の均等割及び平等割を用いて国保加入者の所得状況を令和 5 年度の情報に反映させてご説明いたします。</p> <p>3 ページをご覧ください。医療給付費分所得割税率 7.7%、課税標準所得 31 億 8,836 万 9,347 円（昨年より 3 億 378 万 1,915 円減少）、税額といたしましては、2 億 4,503 万 4,457 円（昨年より 2,254 万 6,957 円減少）、こちらは計算上の数字となり、実際個人に賦課する場合は 100 円未満の端数は調整されます。</p> <p>その下の欄、均等割 1 人単価 23,000 円、被保険者数 7,627 人、これらの試算については R5.4.1 現在の加入者数を用いております（昨年度当初より 379 人の減少）、税額 1 億 7515 万 8,800 円（昨年度当初と比較して 874 万円の減少）。続きまして平等割 1 世帯単価 25,500 円、世帯数 4,963 世帯（昨年より 174 世帯減少）、税額 1 億 1,910 万 7,950 円（昨年より 461 万 5,500 円減少）。</p> <p>所得割・均等割・平等割を合計した賦課総額、中段より下 3 の欄ですが、5 億 2,723 万 9,671 円で（昨年より 2,952 万 920 円の減少です。）、一つ下 4 の欄、必要額 6 億 615 万 6,000 円に対して賦課総額を引いた不足額は 7,891 万 6,329 円となります。</p>

続きまして、4ページ後期高齢者支援金分、所得割税率 2.7%、課税標準所得 31 億 8,836 万 9,347 円（昨年より 3 億 378 万 1,915 円減少）、税額といたしましては、8,592 万 309 円（昨年より 790 万 6,059 円減少）。均等割 1 人単価 8,300 円、被保険者数 7,627 人（昨年度当初より 379 人の減少）、税額 6,320 万 9,480 円（昨年度当初と比較して 315 万 4,000 円の減少）。平等割 1 世帯単価 9,200 円、世帯数 4,963 世帯（昨年より 174 世帯減少）、税額 4,297 万 2,280 円（昨年より 166 万 5,200 円減少）。

所得割・均等割・平等割を合計した賦課総額 3 の欄ですが、1 億 8,751 万 9,103 円で（昨年より 943 万 8,884 円の減少です。）、4 の欄必要額 2 億 873 万 8 千円に対して賦課総額を引いた不足額は 2,121 万 8,897 円となります。

続きまして、5 ページ介護納付金分、こちらは 40 歳から 64 歳の方が対象となります。所得割税率 2.3%、課税標準所得 12 億 7,869 万 7,371 円（昨年より 2,409 万 7,682 円減少）、税額といたしましては、2,940 万 9,632 円（昨年より 55 万 4,248 円減少）。均等割 1 人単価 8,600 円、被保険者数 2,307 人（昨年度当初より 116 人の減少）、税額 1,984 万 200 円（昨年度当初と比較して 99 万 7,600 円の減少）。平等割 1 世帯単価 6,500 円、世帯数 1,929 世帯（昨年より 82 世帯減少）、税額 1,253 万 8,500 円（昨年より 53 万 3 千円減少）。

所得割・均等割・平等割を合計した賦課総額 3 の欄ですが、5,922 万 906 円で（昨年より 197 万 1,947 円の減少です。）、4 の欄必要額 6,632 万 8 千円に対して賦課総額を引いた不足額は 710 万 7,094 円となります。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の不足額を足したもののが 3 ページの下になります。1 億 724 万 2,320 円となります。

6 ページにつきましては国保税の算出方法となっております。所得割につきましては基礎控除後の金額に税率をかけたもの、均等割につきましては被保険者数 × 均等割額、平等割につきましては世帯当たりに平等割額を加算して算出しております。また、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれ課税限度額を設けております。医療給付費分 65 万円、後期高齢者支援金分 22 万円（国民健康保険法施行令改正に伴い令和 5 年 4 月 1 日より 20 万円から 2 万円増額となっております。）、介護納付金分 17 万円となっております。

算出方法により計算された金額が賦課されますが、世帯主及び世帯の国民健康保険加入者の前年所得の合計が軽減判定の基準にあてはまれば、国

	<p>民健康保険税の均等割額及び平等割が7割、5割、2割の3種類で軽減されます。詳細につきましては本年度加入者へ送付予定のチラシ案をお手元に配布しておりますので参考にしていただければと思います。また、参考資料の7ページに現状の税率単価によるものがありますので御説明いたします。</p> <p>左から世帯構成1人、年金受給者65歳、年金収入110万円、所得0、軽減判定により7割軽減対象となっております。現行の税率及び単価では年額19,700円でございます。</p> <p>左から2番目、世帯構成2人、年金受給者夫65歳、妻65歳、年金収入(世帯)200万円、所得0。軽減判定により7割軽減対象となっております。現行の税率及び単価では年額29,100円でございます。</p> <p>左から3番目、世帯構成3人、農業、夫40歳、妻40歳、子10歳、農業収入240万円、所得160万円。軽減判定により2割軽減対象となっております。現行の税率及び単価では年額270,200円でございます。</p> <p>一番右、世帯構成4人、夫40歳、妻40歳、子10歳、子7歳、営業収入約600万円、所得436万円。軽減判定は軽減対象外となります。現行の税率及び単価では年額682,600円でございます。以上説明を終わります。</p>
事務局	<p>少し補足させていただきます。ただいまの税務課長の説明のとおり、税率を据え置くことで、3ページ下段、欄外に記載の1億724万2,320円の不足が生じることになります。本市においては、昨年度から引き続き、物価高騰に伴う対策として、家計への直接支援、いわゆる低所得世帯や子育て世帯への現金給付などの事業の実施を予定しています。こうしたことも鑑みて、本年度につきましては、国保世帯に負担を求めるのではなく、不足額の全額を基金の取り崩しで対応することといたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。皆様のご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;「意見なし」と呼ぶ者あり&gt;</p>
議長	<p>その他、ご意見がないようですので、以上で市長から諮問のありました案件についての審議は終了いたします。</p>

	<p>ただ今審議されました「令和5年度伊予市国民健康保険税率について」を諮問どおり答申することにご異議ございませんか。</p> <p>&lt;「異議なし」と呼ぶ者あり&gt;</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>諮問どおり答申することに決定いたしました。後日、答申書を提出させていただきます。</p> <p>続きまして、議題3の「その他」に移ります。「令和6年度以降の伊予市国民健康保険税率について」事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>引き続き、その他の協議事項として「令和6年度以降の伊予市国民健康保険税率について、本日お配りしております「補助資料」を使って説明いたします。</p> <p>先程までのご審議では、令和5年度の国保税率を令和4年度の国保税率で据え置くということでご決定いただきました。これは、概ね1億円の基金を取り崩すことで実現できることは説明のとおりです。保有する基金にも限度がありますので、令和6年度以降については、同様の対処はできないものと考えています。つきましては、令和5年度の税率について、基金を取り崩さない場合を試算しておりますので、今後の参考として説明させていただきます。</p> <p>それでは、補助資料の1ページをご覧ください。「税率について」です。上段の「1 財政調整基金取り崩す場合」は、繰り返しになりますが、先程ご決定いただいた税率です。下段の「2 財政調整基金を取り崩さない場合」が国保税率を上げるというもので、それぞれの区分に応じて説明いたします。</p> <p>医療給付費分、これは医療費等の給付に充てるものです。「所得割」は8.80%、「均等割」は一人当たり26,400円、「平等割」は一世帯当たり29,300円です。それぞれの税率を上げています。</p> <p>次に後期高齢者医療支援金分、これは後期高齢者医療保険に拠出するものです。「所得割」は3.10%、「均等割」は一人当たり9,500円、「平等割」は一世帯当たり10,500円です。これも同様で、それぞれの税率を上げています。</p> <p>最後に介護納付金分で、これは介護保険制度の2号被保険者保険料に相当するものです。「所得割」は2.60%、「均等割」は一人当たり9,800円、「平等割」は、一世帯当たり7,400円です。これも同様です。</p> <p>2ページ以降は、税務課より説明いたします。</p>

事務局	<p>続きまして国民健康保険税の内容について説明申し上げます。先ほど市民課長より説明がありましたように、1ページの2財政調整基金を取り崩さない場合の変更した税率及び単価を当てはめたものを2～4ページにてお示ししております。こちらはあくまでも令和5年度の課税標準額及び加入者状況を利用した試算となっております。</p> <p>2ページをご覧ください。医療給付費分比較、所得割税率7.7から8.8に1.1%の引き上げ、均等割1人単価23,000円から26,400円～3,400円引き上げ、平等割1世帯単価25,500円から29,300円～3,800円引き上げ、この引き上げにより総賦課額が令和4年度と比較して4,314万1,272円増加します。</p> <p>3ページをご覧ください。後期高齢者支援金分比較、所得割税率2.7から3.1に0.4%の引き上げ、均等割1人単価8,300円から9,500円～1,200円引き上げ、平等割1世帯単価9,200円から10,500円～1,300円引き上げ、この引き上げにより総賦課額が令和4年度と比較して1,616万6,209円増加します。</p> <p>4ページをご覧ください。介護納付金分比較、所得割税率2.3から2.6に0.3%の引き上げ、均等割1人単価8,600円から9,800円～1,200円引き上げ、平等割1世帯単価6,500円から7,400円～900円引き上げ、この引き上げにより総賦課額が令和4年度と比較して540万9502円増加します。</p> <p>医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の不足額を足したもののが2ページの下になります。159万3,586円となります。(税率等改正まえの不足額は1億724万2,320円でしたので、1億564万8,734円の減少です。)</p> <p>続きまして5ページの税額シミュレーションでございます。一般的な国保加入者の例を提示して国民健康保険税の年額の比較を行いたいと思います。参考資料の7ページに現状の税率単価によるものがありますので、両方を御覧になっていただきたいと思います。</p> <p>左から世帯構成1人、年金受給者65歳、年金収入110万円、所得0、軽減判定により7割軽減対象となっております。令和4年度の税率及び単価では年額19,700円だったものが税率及び単価を引き上げることにより年額22,700円と15.2%の上昇となります。</p> <p>左から2番目、世帯構成2人、年金受給者夫65歳、妻65歳、年金収入(世帯)200万円、所得0、軽減判定により7割軽減対象となってお</p>
-----	--

	<p>ります。令和4年度の税率及び単価では年額29,100円だったものが税率及び単価を引き上げることにより年額33,400円と14.8%の上昇となります。</p> <p>左から3番目、世帯構成3人、農業、夫40歳、妻40歳、子10歳、農業収入240万円、所得160万円、軽減判定により2割軽減対象となっております。令和4年度の税率及び単価では年額270,200円だったものが税率及び単価を引き上げることにより年額309,200円と14.3%の上昇となります。</p> <p>一番右、世帯構成4人、夫40歳、妻40歳、子10歳、子7歳、営業収入約600万円、所得436万円、軽減判定は軽減対象外となります。令和4年度の税率及び単価では年額682,600円だったものが税率及び単価を引き上げることにより年額780,200円と14.3%の上昇となります。</p> <p>このように税率及び均等割・平等割の単価を引き上げることで、一般的な加入世帯で概ね15%前後の国民健康保険税の増額となる試算となっております。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>もう少し説明させていただきます。令和6年度につきましては、愛媛県への納付金、一人当たりの療養給付費など、未知数の事項も多々ありますが、国民健康保険の世帯数及び被保険者数の減少、愛媛県への納付金の激変緩和措置の終了、基金の大幅な減少など、国保財政にとって大変厳しい状況になります。今後は、ただ今お示した国保税率の試算を考慮した税率改正が必須になると考えておりませんので、ご理解いただきま すようお願いいたします。</p> <p>また、例年、この5月末の時期に運営協議会を開催しておりますが、令和6年度の税率については、遅くとも愛媛県への納付金が確定する、2月末までには運営協議会を開催したいと考えておりますので、ご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、議題3につきまして、皆様のご意見をいただきたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;「意見なし」と呼ぶ者あり&gt;</p>
議長	<p>その他、ご意見がないようですので以上をもちまして本日の議事を終了いたします。委員の皆様におかれましては、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。</p>